

一般社団法人マリノフォーラム21の
常勤役員候補者の公募について

令和6年4月5日

一般社団法人 マリノフォーラム21

本会は、下記のとおり常勤役員候補者1名を公募いたします。

記

1 公募対象者

常勤役員候補者1名（代表理事会長）

2 公募対象者に必要な要件

つくり育てる漁業等の技術開発及び海外水産業関連協力等についての豊かな知見や経験を有しており、かつ組織運営に十分な能力を有していること。

3 公募の期間

令和6年4月5日から令和6年4月22日まで

4 任期

令和6年6月18日から令和7年6月開催予定の定時総会開催日まで

5 職務内容等

(1) 職務内容

代表理事会長として、法令及び本会の定款の定めるところに従い、本会を代表し、その業務を執行する。

(詳細は、本会ホームページの定款を参照のこと。)

(2) 勤務条件及び報酬額

週5日勤務の場合は、年報酬額1,080万円（総会承認後）。ただし、経営状況により減額することがある。

(詳細は、本会ホームページの常勤役員報酬等規程を参照のこと。)

6 応募方法

(1) 応募書類（返却しません。）

- ① 履歴書（市販の用紙、又は市販と同程度の様式をネットからダウンロードした用紙で可。写真を貼付のこと。）
- ② 自己アピール文書（A4横書き2枚以内。パソコン使用。12ポイント、30字×30行。）

(2) 提出方法

郵送ないしは持参による。（郵送の場合、封書の表に「応募書類在中」と記載。）

(3) 提出先 〒104-0032

東京都中央区八丁堀1丁目5番2号 はごろもビル5階

一般社団法人 マリノフォーラム21 総務部長あて

(4) 提出期限

令和6年4月22日17時必着

7 再 公 募

期限までに応募者がいない場合は、翌日から2週間再公募します。

8 選定手続き

(1) 理事会において、本会の常勤の代表理事としてふさわしいと認められる者1名を選考し、公募による常勤役員候補者として理事候補者名簿に登載する。

(2) 総会において理事として選任され、理事会で会長として選定される。

なお、応募書類につきましては、一切返却いたしません。応募書類に記載された個人情報、選考及び連絡の目的のみに使用します。また、応募にかかる費用は、全額応募者負担とさせていただきます。選考の過程に関するご質問につきましては、一切お答えできません。

9 応募に関するお問い合わせ先

一般社団法人 マリノフォーラム21 総務部長

電話 03-6280-2791